

## 【EU】玩具安全性規則の制定

海外立法情報課 田村 祐子

\* 2025年11月、玩具の安全性に関して、現行の関係指令を廃止し、オンライン販売分野と有害化学物質の規制を強化する規則が制定された。

### 1 背景と経緯

EUではこれまで、指令2009/48/EC<sup>1</sup>によってEU市場に出回る玩具の安全性に関する要件を定めていた。しかし、同指令の執行がオンライン販売分野においては効果的に行われておらず、EU市場には依然として多くの安全ではない玩具が出回っているとされ、また、有害化学物質の規制について内分泌かく乱物質や神経系等に影響を及ぼす物質はこれまで規制されていなかったことから、2023年7月28日、玩具の安全性に関する規則案（COM(2023)462）が提案された<sup>2</sup>。規則案は、修正を経て<sup>3</sup>、2025年10月13日にEU理事会で、同年11月25日に欧州議会で承認され、同月26日に「玩具の安全性及び指令2009/48/ECの廃止に関する2025年11月26日の欧州議会及び理事会規則（EU）2025/2509」<sup>4</sup>（以下「2025年規則」）が成立した。施行日は2026年1月1日で、全11章59か条及び附属書8部から成る。

### 2 主な内容

#### (1) 主題と範囲（第1章）

2025年規則は、子供やその他の人々の健康と安全を高いレベルで守るために玩具の安全性に関して定めるとともに、EU域内における玩具の自由な移動に関する規定を置く（第1条）。同規則は、14歳未満の子供が遊ぶために設計又は意図された製品（玩具）に適用される<sup>5</sup>（第2条）。

#### (2) 事業者等の義務（第2章、第3章）

従来からあった製造業者や輸入業者の義務<sup>6</sup>に加え、フルフィルメントサービス事業者<sup>7</sup>とオンラインマーケットプレイス事業者<sup>8</sup>の義務が新たに規定された。フルフィルメントサービス事業者は、玩具の上市に関わる際、2025年規則の要件に関して適切な注意を払って行動しなければならない。保管、梱（こん）包、宛名書き、発送の過程における玩具の状態が、安全要件を満

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。

<sup>1</sup> Directive 2009/48/EC, OJ L 170, 30.6.2009, p.1. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2009/48/oj>>

<sup>2</sup> European Commission, “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the safety of toys and repealing Directive 2009/48/EC,” COM (2023) 462, 28.7.2023, p.1. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2023%3A0462%3AFIN>>

<sup>3</sup> 当初の規則案は、全10章56か条及び附属書8部で構成されていた。審議過程において、オンラインマーケットプレイス事業者の義務（第14条）などが新たに盛り込まれた。

<sup>4</sup> Regulation (EU) 2025/2509, OJ L, 2025/2509, 12.12.2025. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2025/2509/oj>>

<sup>5</sup> 適用対象外となるものは附属書Iにまとめられており、例えば公共利用を目的とした遊具、祝祭や行事のための装飾品等は、2025年規則の対象とならない（第2条、附属書I）。

<sup>6</sup> 製造業者は、玩具を上市する際、玩具が安全要件に従って設計及び製造されていることを保証しなければならない（第7条）。輸入業者は、2025年規則に適合する玩具のみを上市しなければならない（第9条）。

<sup>7</sup> 「フルフィルメントサービス事業者」とは、商業活動の一環として、製品の所有権を有することなく、保管、梱（こん）包、宛名書き、発送のサービスのうち少なくとも2つを提供する自然人又は法人をいう（第3条）。

<sup>8</sup> 「オンラインマーケットプレイス事業者」とは、オンラインインターフェースを通じて、消費者が取引業者と製品の売買契約を遠隔で締結することを可能にする仲介サービスを提供する者をいう（第3条）。

たすよう確保しなければならない（第 11 条）。オンラインマーケットプレイス事業者に関しては、トレーサビリティの確保等、デジタルサービス法（規則（EU）2022/2065）<sup>9</sup>に定める要件の遵守が義務付けられた。経済事業者<sup>10</sup>と消費者を仲介するオンラインマーケットプレイスで販売又は宣伝されている玩具の提供に関する情報であって、2025 年規則に適合しないものは、デジタルサービス法における違法コンテンツとみなされ、同法の措置の対象となる（第 14 条）。

### （3）デジタル製品パスポート（第 5 章）

製造業者は、玩具の上市前に、当該玩具のデジタル製品パスポート（ある製品に固有な一連のデータであって二次元コード（QR コード）等により、電子的にアクセスが可能なもの。以下「パスポート」）を作成しなければならない（第 19 条）。パスポートは、①特定の玩具モデル<sup>11</sup>に対応すること、②当該玩具について 2025 年規則に定められた安全要件への適合が実証されていることを明記すること、③玩具の製品固有識別子<sup>12</sup>、製造業者の名称・住所等を含むこと、④消費者、市場監視当局、税関当局等が無償でアクセスできること、⑤玩具の上市後 10 年間利用可能であること等の要件を満たすものとする（同条）。製造業者は、パスポートの作成により、玩具が同規則に準拠していることに対する責任を負うものとする（同条）。玩具を上市する経済事業者は、販売業者及びオンラインマーケットプレイス提供者に対し、当該玩具の製品固有識別子又は二次元コード等のデジタルコピーを提供し、当該玩具を物理的に入手できない潜在的顧客が製品固有識別子等にアクセスできるようにしなければならない（同条）。パスポートは、技術的側面等に関して、他の EU 法で要求される他のパスポートと相互運用可能でなければならない（第 20 条）。同規則に従い要求される製品固有識別子等は、エコデザイン規則（規則（EU）2024/1781）<sup>13</sup>の定める基準に準拠しなければならない（第 21 条）。

### （4）有害化学物質の規制強化（附属書Ⅱ第 3 部）

有害な化学物質について、従来の規制に加えて新たに PFAS<sup>14</sup>を玩具に使用することは禁止される（第 5 号）。ただし、玩具の電子・電氣的な動作に不可欠な部品に用いられ、子供が当該物質又はその混合物に完全に接触不能な場合は例外とする（第 9 号）。玩具は、①殺生物性製品（biocidal product）<sup>15</sup>とみなされる機能を有していないこと、②殺生物性製品による処理を受けていない又は同製品が意図的に組み込まれていないことのいずれかの要件を満たさなければならない（第 13 号）。ただし、屋外への設置を意図した玩具については、一定の条件を満たす場合、殺生物性製品で処理され、又は同製品が組み込まれることが認められる（同号）。

<sup>9</sup> Regulation (EU) 2022/2065, OJ L 277, 27.10.2022. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj>> デジタルサービス法の概要については、田村祐子「【EU】デジタルサービス法の制定」『外国の立法』No.295-1, 2023.4, pp.6-7. <<http://doi.org/10.11501/12768494>> を参照。

<sup>10</sup> 製造業者、認定代理人、輸入業者、販売業者及びフルフィルメントサービス提供者をいう（第 3 条）。

<sup>11</sup> 「玩具モデル」とは、次の条件を満たす玩具群をいう。(a)同一の製造業者の責任下にあること、(b)統一されたデザイン上及び技術上の特性を有すること、(c)統一された材料及び製造工程を用いて製造されていること、(d)型番その他の要素によって、一群として識別可能であること（第 3 条）。

<sup>12</sup> 「製品固有識別子」とは、製品を識別するための固有の文字列であり、ウェブ経由でデジタル製品パスポートへのアクセスを可能にするものをいう（第 3 条）。

<sup>13</sup> Regulation (EU) 2024/1781, OJ L, 2024/1781, 28.6.2024. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2024/1781/oj>>

<sup>14</sup> per- and polyfluoroalkyl substances の略称。PFAS は 1 万種類以上の人工的な化学物質の総称であり、ばく露による甲状腺等への健康被害が確認されている（前文(30)）。その影響については、以下も参照。Council of the European Union, “Outcome of the European Parliament’s first reading (Strasbourg, 11 to 14 March 2024),” 3.7.2024, p.14. <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST\\_10599\\_2024\\_INIT](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_10599_2024_INIT)>

<sup>15</sup> 「殺生物性製品」とは、有効成分を含む物質又は混合物で、物理的手段以外の手段によって、有害生物を駆除・忌避・無害化する目的で使用されるものをいう（殺生物性製品規則（EU）528/2012 第 3 条）。殺生物性製品により処理され、主要な殺生物性機能を有する製品（処理済製品）も殺生物性製品とみなされる（同条）。